

緊急時見舞金のご案内 [令和4年度]

令和4年度の緊急時見舞金の給付につきましては、以下の支給要件等により実施いたします。お申込みの場合は、申込書に必要事項を記載のうえ、必要書類を添付し、お申込期限までに交通遺児等育成基金 支援給付事業係 まで郵送にてお送り下さい。

1 支給の要件

緊急時見舞金は、自動車事故により死亡または重度の後遺障害(※)が残った方のご家庭で、特に生計困窮度の高い家庭(義務教育終了前の児童がいる家庭)で、当該家庭の子弟またはその扶養者の方などが、死亡あるいは重度の後遺障害者となったとき、及び災害等により家屋等に甚大な被害を受けた場合に給付します。

※ 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1 または 別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級に該当する方。

2 支給金額 一家庭につき 5万円～10万円

3 締め切り 締切期限はありません。随時受付。

4 支給日 支給決定後、速やかに支給。

5 必要な提出書類

(1) 緊急時見舞金支給申込書(当法人所定のもの) ……1通

※ 当該年度に越年資金など各種支援給付を申請された方は、生計困窮状況などの各種証明書の添付は必要ありません。

(2) 申込事由を証明する書類は必ず添付してください。

① 扶養者死亡の場合・・・死亡診断書等のコピー

② 重度後遺障害の場合・・・認定された後遺障害等級が分かる書面のコピー

③ 家屋等被災の場合・・・り災証明書等のコピー(半壊以下の場合は、被災状況の分かる写真や火災保険等関係書面)

越年資金受給者

6 申込書等の送付先及びお問合せ先

住 所：〒102-0083 千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

担 当：(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業 係

電話等：TEL 03-3237-0158 ・ FAX 03-3237-8931

受付時間：10時～17時(土日、祝祭日を除く)

※ 送付宛先(以下切り取ってご利用ください。)

〒102-0083

東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業係